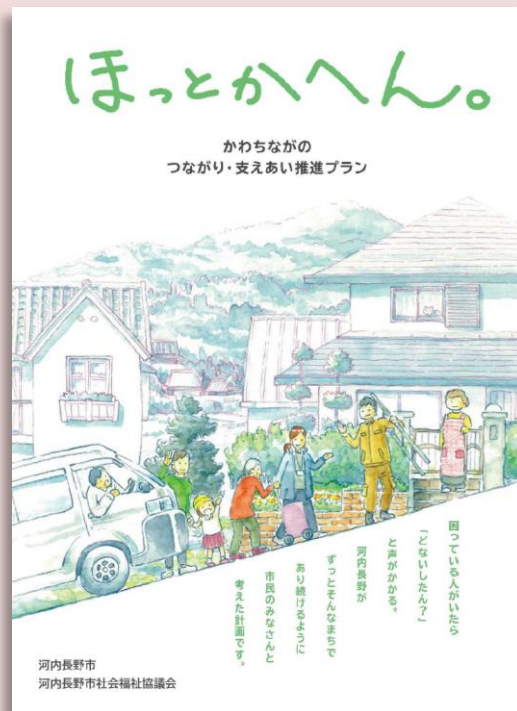


■重層的支援体制整備事業について



河内長野市 地域福祉高齢課

■重層的支援体制整備事業について

○地域住民が抱える課題が複雑・複合化してきて、従来の分野別の支援では対応が難しいケースが増えてきている。

例) ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題など

○地域でのつながりの希薄化や家族機能の低下により、地域で孤立したり、支援の手が届いていない人が増えてきている。



○市町村が創意工夫をもって、分野を問わない包括的な支援体制づくりに努めることが必要。

(平成30年4月1日施行 改正社会福祉法)



○地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため「相談支援」「参加支援」「地域づくりにむけた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業を創設

(令和3年4月1日施行 改正社会福祉法)

■これまでの支援と新たな困難

これまでの福祉の制度は、

- ・頼れる家族がいる
- ・世帯には安定した雇用についている人がいる
- ・社会的なつながりの中で生活をしている

という状態を想定して組み立てられていて、高齢・障がい・子どもなど分野ごとにサービス（支援）が発展してきた。

制度が想定している安定的な世帯が子育てや介護に悩むことがあっても、ただちに経済的に困窮することはなく、制度による支援に加えて、家族や近隣、友人などの力を借りながら乗り越えることができた。

ところが、これまで「例外」とされてきたようなケースが増えてきている。

■これまでの支援と新たな困難

たとえば8050問題だと、これまでなら働いていて当然だった中高年の引きこもりの問題と、高齢者の介護の問題、経済的困窮の問題など複合的な課題を抱えている。

この複数の課題を単独の事業者やソーシャルワーカーが専門性や熱意のみに訴えて、がむしゃらに解決しようとしても根本的な解決はできないことが多い。

なぜなら、複合的な課題は一つの制度で切り取って解決することは難しく、制度に当てはまらない「はざま」が存在するため。

各分野の制度だけでなく、地域や民間の資源なども含めて、包括的に支援できる体制づくりが必要。

重層的支援体制整備事業 (相談支援事業、参加支援事業、地域づくり支援事業の相互関係)

相談支援事業

<断らない相談>

- ・本人・世帯の属性に関わらない相談を受け止める
- ・継続的につながり続ける伴走支援
- ・課題解決を目指すアプローチとつながり続けることを目指す

オーダーメイドの支援

課題を抱える人と社会とのつながり

活動状況を踏まえた
相談支援

■アウトリーチ、参加支援事業（CSW配置事業）

- 地域包括支援センターの運営（高齢者の総合相談）
- 障がい者相談支援事業（障がい者生活支援相談）
- 利用者支援事業（子育て相談）
- 自立相談支援事業（生活困窮者の自立に向けた相談）

課題に対応した
地域づくり

地域と支援関係機関とのつながり

気づき、見守り

<市全体での包括的な 相談支援体制を構築>

- ・複雑・複合化した課題を解きほぐし、支援機関間の役割分担
- ・チームとしての支援体制を構築（連携促進）

多機関協働事業

地域福祉計画
<ほっとかへん。>

重層的支援体制整備事業
実施計画（令和6年度～）

参加支援事業

<社会とのつながりを支援>

- ・社会とのつながり、他者とのつながりを回復する支援
- ・本人のニーズ等を踏まえ社会資源を活用した多様な支援
- ・地域や家庭での役割や出番、人間関係をつくる支援

企業や他分野の
地域活動への参加

本人や多様な民間主体と地域とのつながり

居場所等の
社会資源活用

<地域住民の気にかける関係性の醸成>

- ・属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・住民同士の顔の見える関係性の育成支援
- ・受け入れられる体制づくり、意識醸成
- ・多分野がつながるプラットフォームの展開

- 地域介護予防活動支援事業（介護予防の通いの場の支援）
- 生活支援体制整備事業（地域の支え合い活動の支援）
- 地域活動支援センター事業
（精神障がい者の日中活動の場の提供）
- 地域子育て支援拠点事業（子育てつどいの広場の支援）
- 生活困窮者等のための地域づくり事業
（地域力強化推進事業）（地域パートナーの配置）

地域づくり支援事業

＜相談支援包括化推進会議＞

全体会議（年1回）：方向性の確認・共通認識形成

地域福祉高齢課・子ども子育て課・生活福祉課・障がい福祉課、健康推進課、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援員、地域包括支援センター、子ども子育て総合支援センター、子育て世代包括支援センター、基幹相談支援センター、医師会地域連携室

＜個別事案の対応＞

支援調整会議（月1回）

支援プランの確認、終結の評価など
相談支援包括化推進員、生活困窮者自立相談支援員、
地域福祉高齢課長、生活福祉課長、障がい福祉課長、
子ども子育て課長

＜連携の仕組みづくり＞

レビュー会議（3か月に1回）

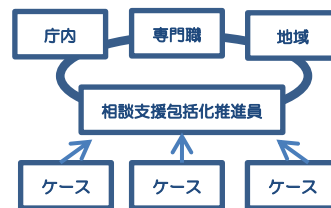
関係機関からつながった複合・複雑化した
ケースの共有、課題抽出
相談支援包括化推進員、地域包括支援センター、子ども子育て総合
支援センター、基幹相談支援センター、
生活困窮者自立相談支援員

支援会議

（ケース会議）（随時）
関係機関からつなが
る複合・複雑化した
ケース
相談支援包括化推進員、
関係課、関係機関

連携調整（随時）

関係機関からの相談、調整



ワーキング

（例）相談支援
連携のルールブックづ
くりワーキング
相談支援包括化推進員、地域
包括支援センター、子ども子
育て総合支援センター、委託
相談事業所（障がい）、生活
困窮者自立相談支援員

**テーマごとの勉強会、研
修会（必要に応じて）**

共通課題の検討
相談支援包括化推進員、地域
包括支援センター、子ども子
育て総合支援センター、委託
相談事業所（障がい）、生活
困窮者自立相談支援員、その
他機関

＜市内連携会議＞

連携会議（年4～5回程度）：市内連携の仕組みづくり

地域福祉高齢課、生活福祉課、障がい福祉課、子ども子育て課
保険医療課、健康推進課、介護保険課、産業観光課、環境衛生課、都市計画課、税務課、政策企画課、
広報広聴課、人権推進課、経営総務課、教育指導課、文化・スポーツ振興課、自治協働課

相談支援包括化推進会議の役割

【個別プランの作成】

単独の分野・機関では限界があるケースについて、支援方針の決定、生活課題の緩和・解消が図られる

【共通課題の洗い出し】

個別ケースを積み重ねることにより、共通課題の洗い出し、普遍化を行う

【資源の開発】

普遍化された課題に対応できる地域の資源を探し出す、作り出す

【最終目標】

生活課題を抱えたまま、地域で孤立している人がいない、何らかの支援や見守りがなされている状態

ほっとかへん。

チームとしての対応力の向上をめざす

<個別事案の対応>

- 関係機関、関係者との連絡調整
- 支援会議の開催
- 支援調整会議の開催
(プランの確認、終結の評価など)

<連携の仕組みづくり> (顔の見える関係づくり)

- レビュー会議の開催
複雑・複合化したケースの共有、課題の洗い出し
- 研修会、勉強会の開催
課題に対応するための勉強会、必要なスキルの習得
- ワーキングの実施
新たな資源や仕組みの研究、創出に向けた検討

包括的な相談支援体制について

